

第 10 回

熊本県議会

T P P 対策特別委員会会議記録

平成27年3月6日

開 会 中

場所 全員協議会室

第 10 回 熊本県議会 TPP対策特別委員会会議記録

平成27年3月6日(金曜日)

午後1時0分開議

午後1時39分閉会

本日の会議に付した事件

(1) TPP交渉に関する件

① TPP交渉の現状について

② TPP協定交渉に対する意見書の提出について

(2) 付託調査事件の調査の終了について

(3) その他

出席委員(13人)

副委員長 藤川 隆夫
 委員 山本 秀久
 委員 西岡 勝成
 委員 村上 寅美
 委員 鬼海 洋一
 委員 城下 広作
 委員 松田 三郎
 委員 吉永 和世
 委員 佐藤 雅司
 委員 小早川 宗弘
 委員 松岡 徹
 委員 淵上 陽一
 委員 早田 順一

欠席委員(1人)

委員長 早川 英明

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 島崎 征夫

政策審議監 柳田 誠喜

首席審議員兼

企画課長 小原 雅晶

知事公室

政策調整監 白石 伸一

総務部

人事課長 青木 政俊

健康福祉部

健康福祉政策課長 渡辺 克淑

首席審議員兼

健康危機管理課長 一喜 美男

医療政策課長 立川 優

国保・高齢者医療課長 大塚 陽子

環境生活部

環境政策課長 正木 祐輔

くらしの安全推進課長 開田 哲生

商工観光労働部

総括審議員兼

政策審議監兼

商工政策課長 高口 義幸

産業支援課長 古森 美津代

企業立地課長 寺野 慎吾

農林水産部

首席審議員兼

農林水産政策課長 田中 純二

農産課長 下舞 睦哉

畜産課長 矢野 利彦

林業振興課長 江上 憲二

水産振興課長 平山 泉

土木部

監理課長 成富 守

出納局

管理調達課長 田上 英充

事務局職員出席者

政務調査課主幹 松野 勇

政務調査課主幹 法川 伸二

午後1時0分開議

○藤川隆夫副委員長 ただいまから、第10回 TPP対策特別委員会を開催します。

なお、本委員会に1名の傍聴の申し込みがあつておりますので、これを認めることとします。

それでは、審議に入ります。

まず、執行部からTPP交渉の現状についての説明の後に、一括して質疑を受けたいと思います。

では、説明をお願いします。

○小原企画課長 企画課でございます。

TPP交渉につきましては、さきの安倍総理の施政方針演説で、最終局面の環太平洋連携協定、TPP交渉は、いよいよ出口が見えてきた、米国とともに交渉をリードし、早期の交渉妥結を目指すとし、国会の場において、終局が近いことに言及されました。

本日は、初めに、12月議会以降のTPP協定交渉をめぐる最近の主な動きや今後のスケジュールについて御説明し、これまでの県議会の動きを御紹介した後、2月までに行われた交渉会合の概要を説明させていただきます。

また、本日の委員会では、TPP政府対策本部へ出向き、直接聞き取りを行いましたので、その結果等をもとに、交渉分野別の進捗状況などを、本県で作成した資料にて御説明させていただきます。

まず、資料をめくっていただき、1ページ目をごらんください。

TPP交渉をめぐる最近の主な動きについて御説明させていただきます。

1ページの中ほどですが、四角囲みの12月の特別委員会以降の動きからですが、アンダーラインをしておりますが、12月と1月に、米国において首席交渉官会合が開催されております。

この2つの会合及び日米協議の結果につきましては、その下の段、2月16日と2月17日

に、政府による説明会が東京で開催されており、この後御説明させていただきます。

なお、昨日3月5日から本日6日の2日間の日程で、東京にて日米事務レベル協議が行われており、本日午前の閣議後の甘利大臣の記者会見において、TPP交渉の進捗状況について尋ねられております。

要約いたしますと、現在、農産品目と自動車、並行協議について最終的な詰めに向かって協議がなされている、なかなか大きな進展とまでは言えないが、残されている問題を確認、それから、それへのアプローチについていろいろとアイデアを出してもらっているところである、この日米協議については、3月9日からハワイで首席交渉官会合が行われるので、それに合わせて引き続き議論をしたいと、記者会見で答えておられます。

それから、その下の行の、3月9日から、今申し上げました首席交渉官会合が米国・ハワイにおいて開催されます。この会合では、12月と1月に行われた首席交渉官会合の後の中間会合を含む作業部会レベルでの調整結果などを確認し、閣僚会合が開催できるかどうかを判断されるものと思われま

す。その下ですが、農産品、自動車の関税等について、2国間で合意を行うための日米閣僚級会議、また、12カ国が大筋合意を行うための閣僚会合について、2月24日に甘利大臣が記者会見で言及していますが、現在のところ、この2つの開催時期は決まっておりません。

続きまして、2ページをごらんください。

県議会、県の主な取り組みとして、平成22年度からの主だった動きを掲載しております。

これまで、県議会におかれましては、TPPに対して、アンダーラインをしている一番下の行ですが、前回の12月の議会を含め、計8回の意見書を提出されています。

続きまして、3ページをごらんください。

ここから資料が縦になります。申しわけありません。

この3ページから10ページまでが、2月17日に東京で開催された、都道府県を対象とした政府の説明会の資料でございます。本県からは、東京事務所職員が出席しております。

3ページが一番下の丸のついているところですが、資料1のTPP交渉については、右の4ページ、それから、資料2、TPP交渉で扱われている分野とそれぞれの交渉概要が、次の5ページから10ページまでとなります。

それでは、4ページをごらんください。

昨年11月から2月に行われたTPP交渉について、内閣官房TPP政府対策本部がまとめたものです。

1の交渉経緯については、まず、上から3番目と最後の波線のアンダーラインをしている、農産品と自動車の関税を扱う日米事務レベル協議について説明いたします。

政府の担当者からは、1月14日から東京で開催された日米事務レベル協議では、アメリカもまとめモードに入ってきたと感じさせる雰囲気だったとのことですが、2月3日に終了した事務レベル協議を経ても、まだ日米の閣僚が協議する状況になっておらず、最低でもあと1回の事務レベル協議、つまり同じメンバーである協議が必要との説明でした。

次に、アンダーラインをしている、1月26日から2月1日までのニューヨークでの首席交渉官会合の結果を御説明します。

中ほどからやや下、アンダーラインをしている、2、ニューヨーク首席交渉官会合に記載がありますが、全体の結果としては、一番下のアンダーラインにありますように、進展が見られたものの、なお議論を継続すべき困難な課題が残されており、今後、これらの困難な課題について、閣僚の政治判断を仰いで交渉を妥結することができるよう、各国が最大限努力していくとあります。

政府の担当者からは、ゴールが見えているという状況は間違いないものの、知的財産と国有企業、日米の物品交渉を中心とする市場アクセス交渉が難しい課題を残しており、個々の論点はまだまだまとまりそうにない状況とのことです。

次に、5ページをごらんください。済みません、ここからまた再び横になります。

ここから10ページまでの資料は、昨年6月26日に、内閣官房TPP政府対策本部の高橋内閣参事官を講師とし、本県が県民向けに開催したTPP協定に関する説明会でも使用された資料が基本となっています。

まず、5ページで、今申し上げた6月のときの資料と違う点としては、ページ一番上の四角囲みのTPPに関する説明書き部分ですが、アンダーラインの非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定という見出しの上に、右端に、矢印から延びる部分に縦書きで記載しておりますが、「高い水準の自由化が目標」という文言の記載がありましたが、今回、この資料では削除されています。

これは、関税撤廃など、高い水準の自由化という目標は残っているものの、前回も紹介した、貿易閣僚による首脳への報告書にも記載されています、商業的に意味のある市場アクセスを目指すということで、現実的に関税をゼロにできない品目もあることから、削除されたものと思われま。

6ページをごらんください。

6ページから10ページは、全21分野のうち、主な分野の交渉の概要が記載してあります。その部分につきましては説明を割愛させていただき、11ページ以降の県が作成した資料をもって説明をいたします。

なお、当日の説明会の雰囲気を御紹介しますと、冒頭から、内閣官房TPP政府対策本部から説明が約35分続いた後、質疑が約20分ありました。交渉内容に関しては、牛肉の関税を10%に引き下げるなどの具体的な数字が

報道で飛び交ったことを受け、それに関する質問もありましたが、これについては、この後報告をいたします。

それでは、資料飛ばしまして、11ページをごらんください。

11ページから19ページまでが、県で作成した交渉21分野の交渉状況や情報公開等についてまとめた資料です。

前回までの当委員会では、国から提供された資料をもとに説明会の内容を説明していましたが、交渉の進展につれ、分野別の交渉進捗状況が複雑になってまいりましたので、国から提供された資料や国のホームページ等をもとに情報を整理し、今回、このような資料を作成したものです。

この表は、一番上の欄ですが、左から、ナンバー、これは先ほど説明しました、6ページの21分野の表に対応しております。次に、交渉分野、その概要、進捗段階です。

この進捗段階は、昨年11月10日に公表された貿易閣僚の首脳への報告において、TPP政府対策本部の渋谷内閣審議官が説明するところの5段階評価のうち、合意、合意近し、進展、作業中、難しいを番号で記入してあります。詳細は、各ページの最下段に記載しておりますので、御参照ください。

そして、次の欄は、交渉の進捗状況等として、政府のホームページの掲載資料などを抜粋しております。

そして、一番右側の欄ですが、2月9日に行った政府対策本部への聞き取りの結果を踏まえて作成しております。

これは、2月17日の国の説明会に先立ち、2月9日に私が直接内閣官房TPP政府対策本部に出向き、矢田内閣参事官に面会した結果について御紹介するものです。

それでは、分野ごとに主なものを御説明いたします。

まずは、11ページの1の物品市場アクセスですが、農産品の重要5項目を含んでおりま

す。括弧内に市場アクセスと記載しておりますが、これについては、全体でルールを決めるほかに、並行して2国間交渉を行っている分野という意味で、この物品市場アクセスのほか、投資、サービス分野も該当しております。

次に、進捗段階の平成26年11月という欄をごらんください。

物品市場アクセスは、3番目の進展という評価でしたので、③と記載しております。ただし、その後、5段階評価でどのくらい進展があったかという説明はありませんでしたので、その右の欄には横線、ダッシュを入れております。

その右の交渉の進捗状況等の欄については、テキスト、これは協定の条文の意味ですが、アンダーラインにありますように、輸出補助金も含め、論点が残っており、市場アクセス交渉次第ということのようです。

次に、その下、日米の農産品、自動車分野の交渉状況については、2月3日の大江首席交渉官代理の記者会見から引用しております。

アンダーラインにあるように、進展しているが、事務レベルでやるべきことが残っているということ、先ほど御説明しましたように、あと1度事務レベルの協議が必要ということでしたが、日米の事前の準備が整ったことから、きのうからこの協議が東京で行われているということになっております。

右端の欄は、内閣官房TPP政府対策本部からの聞き取り結果を記載しております。

上から2番目の小さな黒ポツですが、日米で合意した関税率削減などの内容が、他国にも適用されるのかと尋ねましたが、現在も2国間で交渉中であり、全体で議論できておらず、アンダーラインにありますように、基本的にばらばらになることにはならないが、また、全て同一にもならないのではないかとのことでした。

最後に、4つ目の黒ポツになりますが、米国以外の国との2国間交渉の進捗状況については、3段階あり、①終わりそうな国、②片づいてきている国、③おけている国が、それぞれ数カ国ずつあるということでした。

それでは、12ページを飛ばして、13ページをごらんください。

2つ飛ばしまして、一番下の8の知的財産については、昨年11月の段階では、最も複雑で困難な分野とされておりましたが、依然難航している模様で、交渉の進捗状況等の欄にありますように、論点のパッケージづくりが終わっていない、つまり、まだ調整案が1つに絞られておらず、ワーキングレベルでの調整が必要な段階ということのようです。

それでは、14ページをごらんください。

一番上の競争政策について御説明します。

競争政策では、その中で、国有企業の取り扱いが難航しているとされてきましたが、進捗段階にあるように、H26.11月には、まだ5段階評価で下から2番目の作業中という評価でした。それが、12月の首席交渉官会合における政府のブリーフィングでは、進展と説明されました。

ただし、進捗状況等の欄のアンダーラインにありますように、個別企業をどうするかという問題はそのまま残っている、ワーキングレベルでの調整を引き続き行うとの説明があります。

次に、10の越境サービスですが、混合診療の解禁や営利企業の医療参入が協議項目として上がっているかという質問を行いました。回答としては、アンダーラインにありますように、政府ホームページを更新していないのであれば、ないという説明がありました。

資料には掲載していませんが、政府ホームページには、米国の政府関係者からは、いわゆる混合診療を含め、民間の医療サービス

提供者を認めることを要求するものではないという旨の発言がこれまでもなされていますとの掲載があります。

それでは、15ページを飛ばして、16ページをごらんください。

16ページ、一番上の15の投資については、一番右の欄のアンダーラインにあるように、ISDS絡みの論点が政治的論点、つまり閣僚で判断すべき論点であるようです。

資料には掲載していませんが、2月17日の説明会で、大きな山を越えているが、最後の整理をしているとの説明がっております。

次に、16の環境ですが、資料には掲載していませんが、2月17日の説明会では、残された論点について、関係国だけで調整が進められているということで、これについては、個別に特定の国同士で議論すれば調整できると整理されたのではないかと説明がありました。

進捗段階の欄にアンダーラインをしておりますが、12月の首席交渉官会合における政府ブリーフィングにおいて、5段階のうち、上から2番目の合意近しまであと一歩という紹介がされております。

それでは、17ページを飛ばして、18ページをごらんください。

交渉21分野の説明は終わりますが、下の行のその他の欄をごらんください。

TPPに関する情報公開について御紹介します。

交渉の進捗状況の部分のアンダーラインにありますように、交渉の具体的内容に関する情報については、秘密にしなければならないこととされていますと、安倍総理による答弁を掲載しております。

右の欄には、政府内での情報公開に関する記事についての質問をしましたが、渋谷内閣審議官が心がけているという3原則が紹介されました。

アンダーラインの3点ですが、①合意したなど明らかな誤報は、公の場で発信をする、②交渉している相手方の提案等については、国際常識として言うべき話ではない、③内々に検討中の内容については、作戦そのものであり、相手国に漏れることがあってはならない、真偽はともかく、コメントしないとされております。

資料に記載はしておりませんが、2月17日の説明会においては、最近の報道状況について質問がありました。

政府の渋谷内閣審議官からは、最近の報道は何々という案が浮上などと書かれており、いわゆる憶測記事であり、そういうことを言っている人が一人でもいれば、事実誤認とは言えないので、こちらも誤報とは断定しにくい状況、だからといって記事が正しいとは思わないでほしい、TPP交渉の場合は、一つ一つ合意して積み上げていくというより、まさに行ったり来たりである、パッケージだから何も決まっていないという言い方は、建前で言っているわけではないとの説明がありました。

次の小さな黒ポツですが、大筋合意した後の情報提供についてですが、これについては、アンダーラインにありますように、矢田内閣参事官は、12カ国が話し合っているのではないかとのことです。

資料には掲載しておりませんが、公表の内容は、それなりの内容になるのではないかと考えているとのことでした。

それでは、19ページをごらんください。

次に、TPP妥結後の国内対策についてですが、安倍総理は、今年の段階ですが、アンダーラインにありますように、国内対策に言及することは時期尚早と述べております。

なお、その下に参考として、国内対策のベースとなる影響試算を含む経済効果分析を行うため、政府本部は、平成27年度の当初予算に9,400万円を計上しております。ただし、

大筋合意をしてから、経済効果がいつ発表されるかについては、明らかにされておられません。

その点について、矢田内閣参事官からは、平成25年3月の政府統一試算の前提である関税の即時撤廃がされるわけではなく、アンダーラインにありますように、合意した内容をG-TAPモデルに入れる必要があり、国際機関が計算を行うため、大筋合意後にすぐできるものではないとの説明がありました。

資料の説明は以上でございます。

今後については、冒頭、今後のスケジュールでも紹介いたしました。農産物、自動車に関する日米2国間の閣僚級会議において合意ができるか、また、今月に行われる首席交渉官会合の結果を受け、12カ国全体の閣僚会合がいつ開催され、大筋合意の政治判断ができるかというところが焦点であると考えられます。

執行部といたしましては、昨年度の特別委員会設置以来、情報収集に努め、交渉の進捗状況などを御説明させていただきましたが、引き続き、県議会の皆様とも連携しながら、TPP交渉に係る情報収集や政府に対する要望活動等を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○藤川隆夫副委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

何か皆さんからありませんでしょうか。よろしいですか。

○松岡徹委員 さっき課長が説明した中で、4ページ一番下のアンダーラインのところを説明されて、ゴールが見えているが何とかという、その後のところをもう一回ちょっと済みませんけれども。

○藤川隆夫副委員長 これは、ニューヨークの首席交渉官会合の部分ですかね。

○松岡徹委員 そうです。

○小原企画課長 政府の担当者からは、ゴールが見えている状況は間違いないものというところでございますか。

知的財産と国有企業、日米の物品交渉を中心とする市場アクセス交渉が難しい課題を残しており、個々の論点はまだまだまとまりそうにない状況であるということでございます。

○松岡徹委員 それで、結局は知的財産とか、そっちのほうはまだ残っていると。で、ゴールが見えてきているということは、いわゆる主要5品目ですね、農産物、それから自動車、そういうのはクリアしているということに受け取れるわけですね。

○小原企画課長 こちらの発言に関しては、これは12カ国の、TPP参加国全体の交渉の状況でございます、今の委員がおっしゃられた農産物と自動車に関しては、日米協議での協議でございます。そちらについては、冒頭申し上げたように、なかなか今まだ交渉が進んでないという状況でございます。

○松岡徹委員 それで、結局、重要5品目の問題でも、説明できないということに、正式には言われるけれども、実際上は、例えば1月27日に甘利TPP担当大臣が、米国産米の輸入拡大については避けて通れぬと示唆したというふうに発言したというのが報道されたり、それから、全米豚肉生産協議会の声明では、豚肉について、日本の提案で新たな進展があったと、こういうようなことが報道されたりしているわけですね。

それから、米については、今ミニマムアク

セス米が77万トンだけれども、そのうちアメリカ産が36万トンなんですけれども、あと特別枠で5万トンとかね。牛肉は、38.5%を段階的に9%にするとか。

豚肉の場合も、1971年に豚肉の輸入自由化になったときに、輸入豚肉が基準値以下で回らないように、いわば制限規定があるわけなんですけれども、そういうのも撤廃を求められているとか。

まあ、正確には、3つ中身がある中で、3番目を撤廃して、1、2は緩めるとかいうことのようにだけれども、そういうのがどんどんどんどん一方では報道されて、しかし説明はできませんというようなことで、このTPP交渉というのは、本当にこれは党派を超えて不透明かつきわまりないし、私は、繰り返し申し上げておりますけれども、やっぱり国会決議に照らして即時撤退すべきだということを重ねて申し上げておきたいと思います。

○藤川隆夫副委員長 それ以外には、先生方から何か質疑はありませんでしょうか。

○松田三郎委員 今の松岡委員の御質問にも若干関連しますけれども、小原課長の説明の18ページですね。情報公開。

これは、後ほど審議されるであろう意見書案とも若干関連をいたしますけれども、何かわかったようなわからぬような基準を、渋谷何とか官ですか、おっしゃったわけでしょうけれども、確かに報道が全て間違いとも言えませんし、全て正確とも言えない。特にこのTPPに関しては、今いろいろな情報も錯綜していると。

ただ、懸念として、アメリカ側には、豚肉生産協議会と書いてありますが、こういった団体に——まあ、これはかつてこの委員会でも議論になりましたけれども、何か誓約書をとって一部業界団体に情報公開するというような場合もあるらしいとか、これも真偽のほ

どはわかりませんが、例えばこの豚肉協議会に対しては、そういうのがあったから、まあそれに近いことがあったから報道があったんだと思います。

それで、この資料の1ページに、都道府県向けが17日、その前日に業界団体向けというのが書いてありますけれども、これは多分同じような説明だったのかなとは思いますが——把握なさっている範囲で結構でございますけれども、同じような資料を使っている説明だったのかどうかというのが1点と、これはもうちょっと何か、聞き取りした方はいらっしゃるかもしれませんが、情報公開の3つの基準というのが何かようわからぬような感じがしますが、もうちょっと詳しく何か説明していただければ。

○小原企画課長 業界向けの資料については、同じもので説明があってございます。

それと、情報公開について、渋谷審議官の基準についてですが、1番目の合意したなど、明らかな誤報は公の場で発信するという意味は、誤報ということで、これは間違いであるとはっきり申し上げるというような意味でございます。

それから、2番目については、交渉している相手方、残り11カ国の状況については、その国の情報なので、常識としてはコメントをしないということでございます。

3番目については、今いろいろ数値が出ておりますけれども、それらについても、全く政府からはそれについてはコメントをしないということでございます。

○松田三郎委員 まあ、わかったようなわからぬような話で、その2番目の国際常識として言うべき話ではないというのが、まあ国際的なある程度の常識なんでしょうけれども、渋谷何とかさんのお考えも含めてかもしれませんが、実際そうじゃないようなとこ

ろも出てきているのかなと、アメリカの対応は。

ただ、非常にこういう表現だと縛りが弱いのかなとも思いますけれども、大もとはかなり厳しいような制約もかかっているということも聞きますので、また……いいです。

○藤川隆夫副委員長 わかりました。

ほかにはありませんか、質疑。

○村上寅美委員 企画部長に、この内容については、5品目という形で、強力に言って？まだ妥結しとらぬけど、妥結しようとしまいと——妥結すると思うたいね、いずれタイムリミットで。妥結した後、我々の農業問題を、この問題に5品目がのまれたから、ああよかったと、万歳と言うわけにはいかぬと思うのよね、国内農業はあるいは国内漁業は。だから、これは妥結の前提——前提と言うといかぬけど、まあ前提と言ってよかろう。しても、この農林水産としての、国内農業に対する施策は、情報は何かもらっている。農業かどこか知らぬけど、そういうところはこういうふうに進んでいるの。

こればかり見とって、こうしたからこがんするんじゃないかと、これは前提としてあるうとなかろうと、やっぱり農林水産の問題というのは、これは知事も言っているけど、成長産業に持っていこうとするなら、当然国も県もそういう施策を打たなきゃいかぬわな。プロジェクト何カ年計画かどうなのか、どうするのかと。

一時金をぼんと入れても、2～3年は飯が食えるかもしれぬけど、あとの農業が継続ができないというようなことになりかねないわけよ。北海道と九州は厳しいですよ、北海道と九州は。九州は、福岡を除いては全部農林水産県ですから。だから、これがあろうとなかろうと、国内をどういうふうに育成するかということが全然見えてこない。ただ、総理

も、輸出をするとか、言葉は非常にいいけど、じゃあそれで全般的に農業をする人たちが潤うかと。そんなもんじゃないでしょう。目玉の大売り出しにもならぬ。

だから、抜本的に農業の担い手を初め、担い手を育成するためのという、そういう施策はあってしかるべきだと思うんだよな。これは農業かな。農業で言わなんかな。その辺の眼看着ていることがあったら教えてほしいと思うんだけどな。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

村上先生から、まずは国内対策は見えているかというお話がありました。

これについては、18ページで、首相が答弁しておりますとおり、今交渉中ですので、TPPについての国内対策を言うのは、まだ時期が早いというところでございます。

ただ、今委員がおっしゃったとおり、TPP交渉があろうとなかろうと、強い農林水産業をつくらないといけないというのは非常に大事なお話で、これにつきましては、国のほうも、地域の活力創造プランというのを作りまして、どういう方向に持っていくかというのを、昨年度出してあります。それに基づきまして、例えば6次産業化とかあるいは農地の集積とか、要は強い農林水産業をつくるための取り組みを、そのTPPのあるなしにかかわらず、今進めているというところでございます。

県につきましても、稼げる農林水産業ということで、国に先行する形で強い農林水産業をつくるということが、これが国際競争にも耐え得るということで、内外の環境変化にも耐え得るということで、現在、それを加速化したいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○村上寅美委員 わかったごつしてわからぬばってんが、強い農林水産業をつくるというような形だけど、それが継続性で、例えば担い手対策として、これはまず価格形成からしても、輸出とかいろいろ言っているけど、ごく一部は行くかもしれぬけど、やっぱり日本農業の安定につながるような政策が必要と思うんだよね。

だから、そのためには、やっぱり一番、誰が農業するのかということになれば、企業の農業参入、いろいろ言っても、やっぱり農家が安定生産ができるようなやり方のスパンというのを、長期的に、3年、5年じゃなくて、10年なら10年区切りぐらいでやってくれないと、今担い手の平均が幾つですか。65なんか言っているでしょう。だから、急いで基盤整備なんかもしないと、働けぬですよ。農家の基盤整備なんかを急いでやらないと。

そういう大きな視点の幾つかを、これに対抗するために、国内農業としてはこういうことをやるんだと、これを長期的にやる、それに年次予算化していくというような、これが欲しいのよね。作文はようでけとるばってん。

○田中農林水産政策課長 例えば、交渉に伴う国内対策の面ですけれども、前回、ウルグアイ・ラウンドが平成5年にありましたけれども、その例を引きますと、12月にその合意がありまして、翌年の12月に国会で承認を受けております。

当然、その承認を受ける前には、国内対策として対策大綱というのができまして、これが6兆円規模ということで、その対策については、恐らく、ここは私の推測ですけれども、今回のTPPについても、大きな対策あたりが出るのではないかと思います。

ただ、現在はまだ交渉中ですので、その前に強い体質づくりということで、今委員がおっしゃったとおり、例えば基盤整備を含むよ

うな、しっかりした対策をとっていかなければいけないということで、これについては、あくまでもTPP対策というような名前は出ていませんけれども、徐々にそういうような政策も見えているというところでございます。

○村上寅美委員 もう要望でいいですけどね、これは、ここで結論出してどうこうじゃないけど、国のほうに強く、本当に担い手育成を中心に——やっぱり5品目だけじゃ飯は食えないですよ。5品目が妥協しようとしまいと。コストが違うから、アジアとは。だから、国際競争もいいけど、まず、やっぱり食料自給率の50%ということをやっているわけだから、それに対して、本当にやっぱり国も取り組んでもらいたいということを要望しておきます。

○藤川隆夫副委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫副委員長 なければ、質疑はこれで終了いたします。

次に、TPP協定交渉に対する意見書の提出について御審議をお願いします。

お手元に意見書(案)をお配りしておりますので、御一読願います。

読み上げるですか、読み上げぬですか。いかがですか。一読でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫副委員長 それでは、前回12月議会において、米や豚肉・牛肉、乳製品などの重要5品目の聖域の確保を最優先し、それができないと判断した場合は脱退も辞さないという趣旨の衆参両院の農林水産委員会における決議の遵守を求める意見書を可決いただきました。

さきの安倍総理の施政方針演説においては、最終局面の環太平洋連携協定、TPP交

渉は、いよいよ出口が見えてきたとされ、これを受け甘利大臣も、最終コーナーを回ったと発言しています。

こうした動きも踏まえ、妥結に向けて交渉はいよいよ大詰めを迎えていくものと考えられます。

なお、アメリカでは、TPA、貿易促進権限法の成立に向け、オバマ大統領が早期の取得を呼びかけています。

これについては、全米豚肉生産者協議会が、日米協議に重要な進展があったとした上で、TPAを議会が承認するよう求めたとの報道がありましたが、仮にアメリカの利害関係者が交渉の進展を把握しているのであれば、日本国内における情報公開とバランスを欠いているのではないかと懸念しています。

政府においては、安倍総理の強いリーダーシップのもと、国益にかなう最善の道を目指し、全力で交渉に当たっていただいているものと思っておりますが、多くの県民、とりわけ農林水産業者が抱えている不安を取り除くためにも、情報公開を徹底し、さきの衆参農林水産委員会における決議を遵守し、国益を守り抜くよう、改めて政府に対し意見書を提出したいと考えております。

それではまず、本委員会から4度目となる意見書を提出することについて、皆さん方の御意見をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫副委員長 内容については、意見書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫副委員長 それでは、この意見書を議長に提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫副委員長 御異議なしと認めます。よって、意見書を議長に提出いたします。

次に、本委員会に付託された調査事件の終了についてお諮りいたします。

本委員会は、今回をもちまして付託調査事件の調査を終了し、熊本県議会会議規則第84条に基づき、議長に報告することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫副委員長 異議なしと認めます。そのようにいたします。

次に、その他に入りますが、何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫副委員長 なければ、審議を終了いたします。

本日は、最後の委員会でありますので、早川委員長にかわって、一言御挨拶をさせていただきます。

本当にこの1年間、早川委員長を初め、委員の皆様には御協力をいただき、無事何とか1年、役目を果たすことができましたと考えております。委員の皆様方には、心より感謝を申し上げます。

また、あわせまして島崎企画振興部長を初め、執行部の皆さんにおかれましては、なかなか情報が出ない中、苦勞されながら情報収集に努められ、そしてこの委員会で審議をしまいいりましたけれども、本当に御礼申し上げたいと思います。御苦勞さまでございました。

本委員会は、平成25年6月に設置され、以来約2年間にわたってTPP交渉に関する件を付託調査事件として審議してまいりましたが、これまで、政府に対して3度意見書を提出し、今回、4度目の意見書を可決いただきました。委員会としての役割を、十分に果たせたかということ、ちょっとそうでもないような気がしますけれども、まあ現時点においては果たせたものと思っております。

最後に、各委員並びに執行部の皆様方の今後ますますの御健勝、御活躍を祈念いたしま

して、本委員会最後の挨拶とさせていただきます。

この1年間、本当にありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後1時39分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

TPP対策特別委員会委員長